

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24-関東170-1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月22日

【会社名】 古河電気工業株式会社

【英訳名】 Furukawa Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 柴田 光義

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

【電話番号】 東京03(3286)局3530

【事務連絡者氏名】 経理部財務課長 澤本 幸利

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

【電話番号】 東京03(3286)局3530

【事務連絡者氏名】 経理部財務課長 澤本 幸利

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成24年9月14日
効力発生日	平成24年9月23日
有効期限	平成26年9月22日
発行登録番号	24-関東170
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 140,000百万円

## 【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 140,000百万円  
（140,000百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）



## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	古河電気工業株式会社第45回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.79％
利払日	毎年5月28日および11月28日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から平成30年5月28日（以下償還期日という。）までこれをつけ、平成25年11月28日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月および11月の各28日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成30年5月28日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、償還期日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年5月22日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成25年5月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

## (注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付
 

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)からBBB+の信用格付を平成25年5月22日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-3276-3511
2. 振替社債
 

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
3. 社債管理者の不設置
 

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
4. 期限の利益喪失に関する特約
 

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。この場合、当社は本(注)5に定める方法により、本社債の社債権者に遅滞なくその旨を公告する。

  - (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
  - (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違反したとき。
  - (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違反したとき。
  - (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
  - (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
  - (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
  - (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
5. 公告の方法
 

本社債に関して社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告の方法によることができない場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)に掲載することによりこれを行う。
6. 社債要項の変更
  - (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)11を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

7. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号の定めるところによる。)の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)5に定める方法により公告するものとする。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

8. 社債要項の公示

当社は、その本社に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

9. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)5に定める公告に関する費用

(2) 本(注)7に定める社債権者集会に関する費用

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

**2【社債の引受け及び社債管理の委託】****(1)【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	7,000	1.引受人は、本社債の 全額につき、共同し て買取引受を行う。 2.本社債の引受手数 料は各社債の金額 100円につき金40銭 とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
計	-	10,000	-

**(2)【社債管理の委託】**

該当事項なし

**3【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	55	9,945

**(2)【手取金の使途】**

上記差引手取概算額9,945百万円は、全額を平成26年2月末までに返済期日が到来する長期借入金返済資金に充当する予定であります。

**第2【売出要項】**

該当事項なし

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項なし

**第4【その他の記載事項】**

該当事項なし

**第二部【公開買付けに関する情報】**

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第190期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第191期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第191期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第191期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月8日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成25年5月22日）までの間において追加または変更があった項目を以下に記載いたします。追加箇所または変更箇所は下線で示しております。また、上記に掲げた参照書類としての第191期第2四半期報告書に記載された「経営上の重要な契約等」について、当該四半期報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日までの間において追加があった点を以下に記載いたします。追加箇所は下線で示しております。

なお、以下の記載には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであります。以下に記載の内容を除き、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

#### 「事業等のリスク」

##### 4) 為替変動

当社グループは、調達および販売活動を様々な通貨で行っており、為替相場の変動を最小限に抑えるよう努めているが、急激な為替変動が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性がある。

##### 6) 格付け低下

当社グループの今後の業績によっては、格付機関から付与されている当社の長期債務格付け及びコマーシャル・ペーパー等の格付けが低下し、資金の調達条件が悪くなり、支払利息が増加する可能性がある。

##### 7) 資産の減損

市況や事業環境の悪化によって、当社グループが保有する資産の市場価格が著しく低下する場合や、資産の収益性が低下する場合には、当該資産について減損損失が発生する可能性がある。

##### 8) 事業用地の土壤汚染

旧・青山金商（株）が所有していた茨城工場の土地については、地下水の原位置浄化対策を終了し、全ての土壤汚染対策を完了している。一方、当社が小山地区に所有する土地については、同地に保管する廃棄物の処分と底地の土壤汚染に対する環境改善工事の一部が終了したが、依然として未処分の廃棄物及び未着手の工事がある。その他、当社グループが保有する土地に関しても、転用・売却する際の土壤調査の結果により、土壤汚染対策費用が発生する可能性がある。

##### 9) 海外での活動

当社グループの生産および販売活動は、米国やヨーロッパ、ならびにアジアや南米の発展途上市場や新興市場等の日本国外で

も行われている。これらの海外市場では予期しない法律または規制の変更や労働争議発生及び突発的な伝染病の流行などの各種リスクが内在しており、それらは当社グループの経営成績に影響を与える可能性がある。

特に、中国においては、当社は広州・上海及び北京・天津地区を中心に多数の進出拠点を有している。中国国内での投資や為替、金融、輸出入に関わる法制や諸規定の変更、電力供給の停止、疫病の流行等の回避不能な事象の発生により事業運営に支障をきたす可能性がある。例えば、人民元のレート調整などが発生した場合、当初の事業計画から大きく逸脱する可能性がある。また、中国企業向けの売掛金回収期間は比較的長く、現地子会社のキャッシュ・フローに影響を与える可能性もある。

これらに加えて、東アジアにおける外交関係の緊張の高まりにより、治安・安全面のみならず、生産・販売活動等への影響を通じ、当社グループの経営成績及び財政状態に大きな影響を及ぼす可能性がある。

#### 10) 法令違反等

当社は、自動車用ワイヤハーネスおよび同関連製品に係るカルテルに関し、平成23年9月には米国において、反トラスト法違反の有罪判決をうけ、同年11月に罰金を支払ったほか、本年4月にはカナダにおいても有罪判決をうけ罰金を支払っている。また、同製品カルテルに関し、米国およびカナダにおいて複数の集団訴訟が提起されている。また、同製品については、EUにおいて競争法当局による調査が継続中であり、当社は引き続きこれらに協力している。なお、日本においては、同製品について平成22年2月に公正取引委員会の立入検査を受け、平成24年1月に同委員会の命令が公表された。当社はこの立入検査よりも前に違反行為を取り止めており、同委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令、課徴金納付命令のいずれも受けていない。

また、当社は、平成24年11月、架空送電工事に係る取引について独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受け、現在同委員会の調査に協力中である。このほか、電力ケーブルおよび同関連製品に関して、当社の持分法適用関連会社である株式会社ビスカスが、本年4月に豪州において制裁金の支払を命じられたほか、EU当局などの調査対象となっている。なお、同製品に関しては、当社もEU当局による調査を受けている。

現在において、上記調査中の案件に関する関係当局からの違反の認定、処分等はまだなされていないが、今後、制裁金支払い等の損失が発生する可能性がある。また、すでに違反認定された案件および今後の関係当局からの違反認定に起因し、損害賠償を求める民事訴訟が提起される可能性がある。

#### 「経営上の重要な契約等」

当社の連結子会社である古河スカイ株式会社(以下「古河スカイ」という。)は、平成24年8月29日、住友軽金属工業株式会社(以下「住友軽金属」という。)との間で、平成25年10月1日(予定)に経営統合すること(以下「本経営統合」という。)について合意し、統合基本合意書を締結したが、平成25年4月26日に本経営統合について最終的に合意し、合併契約を締結した。(後略)

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

古河電気工業株式会社 本店  
（東京都千代田区丸の内二丁目2番3号）  
株式会社 東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

なお、参照書類のうち、第190期有価証券報告書及びその添付書類、第191期第1四半期報告書、第191期第2四半期報告書および臨時報告書（平成24年7月2日提出）については、上記の縦覧場所に加え、以下の場所においても縦覧に供しています。

株式会社 大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし